

## 建設事業の取扱い(その3)

建設事業の取扱い(その3)について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 4 月 2 2 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会  
会 長 芦 刈 幸 雄

### 建設事業の取扱いについて

- 1 土地開発公社の取扱いについて
  - (1) 土地開発公社については、新市においても存続させるものとする。ただし、詳細については、三重町、大野町の公社理事会の協議結果を尊重し、合併までに調整する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

# 大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第44-3号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	44.建設事業の取扱い	中項目	6.土地開発公社の取扱い
協議の結果			

小項目	大野郡5町2村の現況							調整の具体的内容
	三重町	清川村	緒方町	朝地町	大野町	千歳村	犬飼町	
1.土地開発公社								<p style="margin: 0;"><b>&lt;建設専門部会・幹事会案&gt;</b></p> <p style="margin: 0; font-size: small;">土地開発公社については、新市においても存続させるものとする。ただし、詳細については、三重町、大野町の公社理事会の協議結果を尊重し、合併までに調整する。</p>
・公社名	三重町土地開発公社	公社なし	公社なし	公社なし	大野町土地開発公社	公社なし	公社なし	
・役員								
理事（定数）	11人以内				13人以内			
（実数）	（11人）				（8人）			
監事（定数）	2人				2人			
（実数）	（2人）				（2人）			
理事長（理事内数）	1人				1人			
常務理事（理事内数）	1人				1人			
任期	3年				2年			
・財産目録(H15,3,31現在)								
資本	45,600千円				25,145千円			
基本金	15,600千円				5,700千円			
準備金・剰余金	30,000千円				19,455千円			
資産(a)	87,626千円				397,993千円			
流動資産	72,067千円				392,293千円			
固定資産	15,559千円				5,700千円			
負債(b)	42,026千円				372,848千円			

# 協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第44-3号

大野郡5町2村合併協議会

## 土地開発公社の年度別・町別決算状況

(単位:円)

町村名	年度	決 算 状 況						債 借 対 照 表													
		収益的収支			資本的収支			資 産 の 部				負 債 の 部			資 本 の 部			負債資本 合 計			
		流動資産			固定資産			流動負債・固定負債			計			基本金	準備金 剰余金	計					
		現金及び 預 金	公有用地 未収金等	流動資産 合 計	有形固定 資 産	その他の 資 産	固定資産 合 計	計	未払金	その他の 借入金等	計										
収益的収入 a	収益的支出 b	収支差額 a-b	資本的収入 c	資本的支出 d	収支差額 c-d	現金及び 預 金	公有用地 未収金等	流動資産 合 計	有形固定 資 産	その他の 資 産	固定資産 合 計	計	未払金	その他の 借入金等	計	基本金	準備金 剰余金	計			
三重町	H12	98,244,882	97,152,842	1,092,040	126,802,570	182,400,167	55,597,597	5,926,450	66,171,289	72,097,739	15,559,125	0	15,559,125	87,656,864	0	42,024,813	42,024,813	15,600,000	30,032,051	45,632,051	87,656,864
	H13	193,268	205,589	12,321	42,024,813	42,024,813	0	5,872,105	66,213,313	72,085,418	15,559,125	0	15,559,125	87,644,543	0	42,024,813	42,024,813	15,600,000	30,019,730	45,619,730	87,644,543
	H14	192,179	212,075	19,896	42,024,813	42,024,813	0	5,811,865	66,255,337	72,067,202	15,559,125	0	15,559,125	87,626,327	0	42,026,493	42,026,493	15,600,000	29,999,834	45,599,834	87,626,327
	H15	-	-	-	-	-	-	5,832,703	66,297,361	72,130,064	15,559,125	0	15,559,125	87,689,189	0	42,026,433	42,026,433	15,600,000	30,062,756	45,662,756	87,689,189
大野町	H12	37,075,350	27,226,023	9,849,327	194,350,000	222,073,560	27,723,560	3,820,624	246,079,193	249,899,817	0	5,700,000	5,700,000	255,599,817	40,562,280	195,351,415	235,913,695	5,700,000	13,986,122	19,686,122	255,599,817
	H13	16,160,210	10,058,861	6,101,349	312,500,000	292,304,745	20,195,255	2,941,831	336,244,694	339,186,525	0	5,700,000	5,700,000	344,886,525	5,596,469	313,502,585	319,099,054	5,700,000	20,087,471	25,787,471	344,886,525
	H14	18,902,054	19,544,065	642,011	371,810,000	387,127,390	15,317,390	1,925,943	390,367,533	392,293,476	0	5,700,000	5,700,000	397,993,476	34,961	372,813,055	372,848,016	5,700,000	19,445,460	25,145,460	397,993,476
	H15	-	-	-	-	-	-	1,324,000	427,221,000	428,545,000	0	5,700,000	5,700,000	434,245,000	50,000	402,260,000	402,310,000	5,700,000	26,235,000	31,935,000	434,245,000
合計	H12	135,320,232	124,378,865	10,941,367	321,152,570	404,473,727	83,321,157	9,747,074	312,250,482	321,997,556	15,559,125	5,700,000	21,259,125	343,256,681	40,562,280	237,376,228	277,938,508	21,300,000	44,018,173	65,318,173	343,256,681
	H13	16,353,478	10,264,450	6,089,028	354,524,813	334,329,558	20,195,255	8,813,936	402,458,007	411,271,943	15,559,125	5,700,000	21,259,125	432,531,068	5,596,469	355,527,398	361,123,867	21,300,000	50,107,201	71,407,201	432,531,068
	H14	19,094,233	19,756,140	661,907	413,834,813	429,152,203	15,317,390	7,737,808	456,622,870	464,360,678	15,559,125	5,700,000	21,259,125	485,619,803	34,961	414,839,548	414,874,509	21,300,000	49,445,294	70,745,294	485,619,803
	H15	-	-	-	-	-	-	7,156,703	493,518,361	500,675,064	15,559,125	5,700,000	21,259,125	521,934,189	50,000	444,286,433	444,336,433	21,300,000	56,297,756	77,597,756	521,934,189

平成12年度から平成14年度までは確定数字、平成15年度は予定の数字です。

## 土地開発公社の町別保有土地状況

(単位:m<sup>2</sup>)

項 目	三 重 町				大 野 町				計			
	H15.3.31現在		H16.1.現在(予定)		H15.3.31現在		H16.1.現在(予定)		H15.3.31現在		H16.1.現在(予定)	
	筆数	総面積	筆数	総面積	筆数	総面積	筆数	総面積	筆数	総面積	筆数	総面積
公有地	6	6,639	6	6,639	-	-	-	-	6	6,639.00	6	6,639.00
完成土地	-	-	-	-	9	2,869.29	8	2,546.64	9	2,869.29	8	2,546.64
未成土地	-	-	-	-	16	36,226.03	13	32,980.64	16	36,226.03	13	32,980.64
計	6	6,639	6	6,639	25	39,095.32	21	35,527.28	31	45,734.32	27	42,166.28

# 協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第44-3号

大野郡5町2村合併協議会

## 【町村別業務内容】 各公社定款より

### 三重町土地開発公社

公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
  - イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
  - ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公共施設の用に供する土地
  - ハ 公営企業の用に供する土地
  - ニ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
  - ホ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理の為に必要な土地
- (2) 住宅用地の造成事業並びに地域開発のためにする内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。
- (3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。
  - 2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。
    - (1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る）又は同項第2号の事業の実施と併せて整理されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
    - (2) 国、地方公共団体その他公共団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

### 大野町土地開発公社

この土地開発公社は、第1条の目的を達成するため、次の事務を行う。

- (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
  - イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
  - ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公共施設の用に供する土地
  - ハ 公営企業の用に供する土地
  - ニ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
  - ホ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理の為に必要な土地
- (2) 住宅用地の造成事業並びに地域開発のためにする内陸工業用地及び流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。
- (3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。
  - 2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。
    - (1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る）又は同項第2号の事業の実施と併せて整理されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
    - (2) 国、地方公共団体その他公共団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

## 【関連法令】

< 公有地の拡大の推進に関する法律 >

- 第四条 次に掲げる土地を所有する者は、当該土地を有償で譲り渡そうとするときは、当該土地の所在及び面積、当該土地の譲渡予定価額、当該土地を譲り渡そうとする相手方その他主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 都市計画施設（土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）で第三号に規定するもの以外のものを施行する土地に係るものを除く。）の区域内に所在する土地
- 第五条 前条第一項に規定する土地その他都市計画区域内に所在する土地（その面積が政令で定める規模以上のものに限る。）を所有する者は、当該土地の地方公共団体等による買取りを希望するときは、都道府県知事に対し、同項の規定に準じ主務省令で定めるところにより、当該土地が所在する市町村の長を経由して、その旨を申し出ることができる。

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第44 - 3号

大野郡5町2村合併協議会

## 【基本事項】

市町村合併を行う場合、土地開発公社の統廃合について検討する必要があります。これは、土地開発公社が公拡法に基づき設立される特別法人であり、土地開発公社の業務である土地の取得、管理、処理等は総合的・一体的に処理することが望ましいことから、1地方公共団体1公社が原則であるとされているからです。

土地開発公社の統廃合については、公拡法に特別の規定がないため、解散の規定（公拡法第22条）等を用いて、手順を進めることになります。（「市町村合併ハンドブック」より）

## 【根拠法令】

< 公有地の拡大の推進に関する法律 >

（目的）

第一条 この法律は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買に関する制度の整備、地方公共団体に代わつて土地の先行取得を行なうこと等を目的とする土地開発公社の創設その他の措置を講ずることにより、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もつて地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（設立）

第十条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあつては主務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

（定款）

第十四条 土地開発公社の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 設立団体
- 四 事務所の所在地
- 五 役員の定数、任期その他役員に関する事項
- 六 業務の範囲及びその執行に関する事項
- 七 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項
- 八 公告の方法
- 九 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

2 定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、設立団体の議会の議決を経て第十条第二項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（解散）

第二十二条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第十条第二項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない。

（民法等の準用）

第二十三条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十条、第五十二条第二項、第五十三条から第五十五条まで、第五十九条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条（届出に関する部分に限る。）、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第三十七条ノ二までの規定は、土地開発公社について準用する。

2 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、土地開発公社を地方公共団体とみなしてこれらの法令を準用する。

< 公有地の拡大の推進に関する法律施行令 >

（議決及び認可を要しない定款の変更）

第六条 法第十四条第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事務所の所在地の変更
- 二 土地開発公社の設立団体である地方公共団体の名称の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、主務大臣の指定する事項

< 民法 >

第四十四条 法人八理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

2 法人ノ目的ノ範囲内ニ在ラサル行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其事項ノ議決ヲ賛成シタル社員、理事及ヒ之ヲ履行シタル理事其他ノ代理人連帯シテ其賠償ノ責ニ任ス

## 【先進事例】

千曲市（平成15年9月1日合併）

- ・戸倉町土地開発公社については、更埴市土地開発公社に債権を譲渡し債務を引き継ぎ、合併の日の前日までに解散するものとする。
- ・更埴市土地開発公社については、戸倉町土地開発公社の債権を譲受し債務を引き受け、新市の公社とする。

周南市（平成15年4月21日合併）

- ・2市2町の土地開発公社のうち、1土地開発公社を新市の土地開発公社とし、他の3土地開発公社は、合併の日の前日までに解散する。

東かがわ市（平成15年4月1日合併）

- ・引田町土地開発公社及び大内町土地開発公社については、所有する財産を白鳥町土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。
- ・白鳥町土地開発公社については、新市において東かがわ市土地開発公社として存続するものとする。

東御市（平成16年4月1日合併）

- ・北御牧村土地開発公社については、東部町土地開発公社に債権を譲渡し、及び債務を引き継ぎ、合併の日の前日までに解散するものとする。
- ・東部町土地開発公社については、北御牧村土地開発公社の債権を譲受し、及び債務を引き受け、新市の土地開発公社とする。

三次市（平成16年4月1日合併）

- ・吉舎町土地開発公社及び三良坂町土地開発公社については、所有する財産及び負債を三次市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。
- ・三次市土地開発公社については、新市において新市土地開発公社として存続させるものとする。

# 協議事項に係る参考資料

協定項目 第44-3号

大野郡5町2村合併協議会

## 市町村合併における土地開発公社の統合手続き

合併団体が設立する公社のうち、1公社を存続団体とし、他の公社が解散し存続公社に統合される場合

